

人事行政の運営等の状況

平成30年11月

広島県

目 次

【広島県人事行政の運営の状況】

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の人事評価の状況	4
3	職員の給与の状況	6
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	40
5	職員の休業に関する状況	42
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	42
7	職員の服務の状況	42
8	職員の退職管理の状況	43
9	職員の研修の状況	43
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	44

【広島県人事委員会の業務の状況】

1	職員の競争試験及び選考の状況	45
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	46
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	50
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況	50

【広島県人事行政の運営の状況】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成29年4月2日～平成30年4月1日)

(単位:人)

区分 職種	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	警察官 A	警察官 B	身体障 害者対 象	社会人等	割愛	その他 選考	合計
行政職	140	2	23			7	24	10	8	214
研究職	12								2	14
医療職									119	119
技能労務職										
教育職	573					1	5	48		627
警察職				111	56			8		175
合計	725	2	23	111	56	8	29	66	129	1,149

※ 退職派遣後の採用, 再任用職員, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(2) 職員の退職状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:人)

区分 職種	定年退職	勲奨退職	応募認 定退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合 計
行政職	125		46	35		1		1	208
研究職	6		2						8
医療職	19		10	87				1	117
技能労務職									
教育職	498		124	191		5		5	823
警察職	105		9	62				2	178
合計	753		191	375		6		9	1,334

※ 退職派遣者, 再任用後の離職者, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

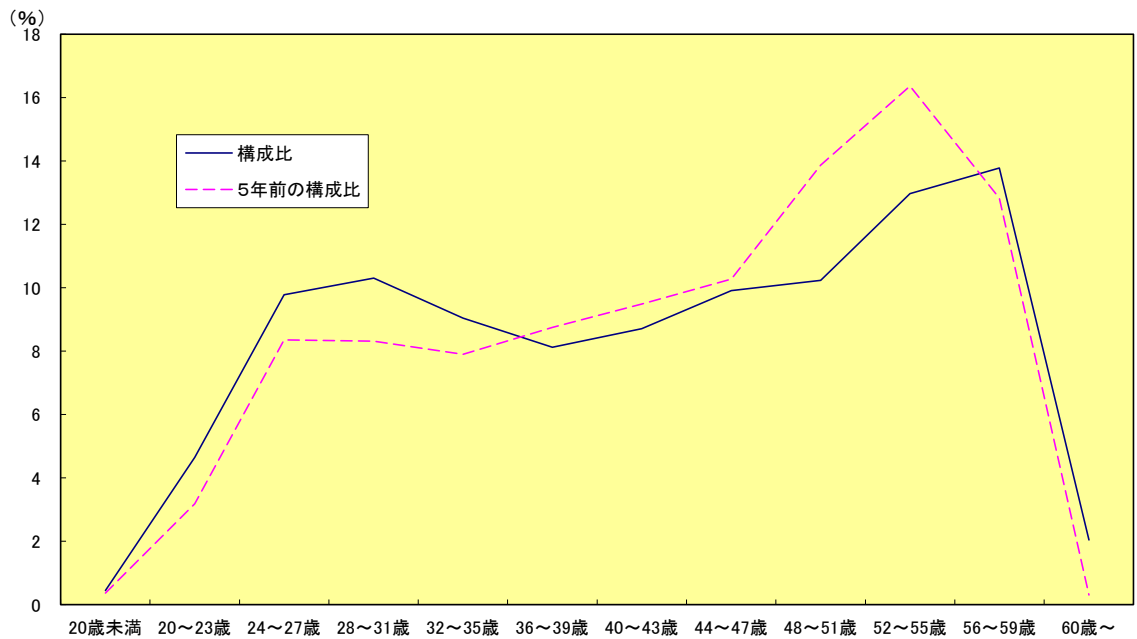
① 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普 通 会 政 部 門	議 会	40	40	0	
	総務企画	623	623	0	
	税 務	311	308	△ 3	業務量の減少に伴う減
	民 生	317	317	0	組織改編による増、国民健康保険事業費特別会計職員の移管に伴う減
	衛 生	621	625	4	組織改編による増
	労 働	134	135	1	
	農林水産	883	883	0	
	商 工	302	300	△ 2	業務の効率化に伴う減
	土 木	1,062	1,074	12	業務量の増加に伴う増
	計	4,293	4,305	12	(参考：人口10万人当たり職員数151人)
	教 育	14,109	14,007	△ 102	児童・生徒数の変動等による減
	警 察	5,716	5,742	26	
	小 計	24,118	24,054	△ 64	(参考：人口10万人当たり職員数844人)
公 会 営 計 企 業 等	病 院	1,332	1,324	△ 8	組織改編による減
	水 道	63	64	1	
	その他	81	92	11	国民健康保険事業費特別会計職員の移管に伴う増
	小 計	1,476	1,480	4	(参考：人口10万人当たり職員数52人)
合 計		25,594	25,534	△ 60	(参考：人口10万人当たり職員数896人)

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いている。

② 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
職員数	人 115	人 1,188	人 2,497	人 2,630	人 2,309	人 2,074	人 2,224	人 2,531	人 2,614	人 3,312	人 3,519	人 521	人 25,534

③ 職員数の推移

年 度 部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政部門	4,460	4,386	4,333	4,313	4,293	4,305	△ 155	(△ 3.5%)
教育	19,226	19,153	19,145	19,161	14,109	14,007	△ 5,219	(△ 27.1%)
警察	5,713	5,703	5,736	5,726	5,716	5,742	29	(0.5%)
消防								
普通会計計	29,399	29,242	29,214	29,200	24,118	24,054	△ 5,345	(△ 18.2%)
公営企業等会計計	1,380	1,402	1,423	1,482	1,476	1,480	100	(7.2%)
総合計	30,779	30,644	30,637	30,682	25,594	25,534	△ 5,245	(△ 17.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

2 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局

目 的	職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と任用管理 イ 職員のやる気と成果に応じた給与制度による職員個人の仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。
人事評価の内容	「勤務成績評価」(能力評価)及び「目標申告・成果評価」(実績評価)を2つの柱として評価を実施する。 1 被評価者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ただし、再任用職員を含む。 ア 本庁局長級の職にある職員 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員 エ 県から他の団体等に派遣している職員 オ その他知事が人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員 2 評価者 評価者は、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 3 実施方法 (1) 勤務成績評価 まず、被評価者が評価区分ごとに設定された評価要素について自己申告を行う。これを踏まえ、評価者が、評価要素について評価を行い、2～3月に実施する育成面談を通じて職員へ評価結果を開示する。 (2) 目標申告・成果評価 各職員は、自分の担当業務について、その目的や組織(上司)の目標等を参考に4～9月の目標を設定し、これについて上司と目標申告面談を行う。 次に、職員は、9～10月に上半期の目標について自己評価を行うとともに、10～3月の下半期の目標を設定する。これについて、上司は上半期の評価を行い、育成面談において職員に開示する。 そして、2～3月には下半期の目標について自己評価を行い、これについて上司は評価を行い、2～3月に行う育成面談において職員に開示する。 4 処遇への反映 勤勉手当については、目標申告・成果評価の評価も基に、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、勤務成績評価を基に、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。

(2) 教育委員会(事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員)

目 的	人事評価を公正に行うことにより、勤務能率の増進、適職等への配置及び人材育成を図り、もって適正な人事管理に資すること。
人事評価の内容	「勤務成績評価」(能力評価)及び「目標申告・成果評価」(実績評価)を2つの柱として評価を実施する。 1 対象者 本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する職員 2 評価者及び面談者 教育長、教育次長、部長、課・室長、地方機関の長、学校以外の教育機関の長等 3 実施方法 (1) 勤務成績評価 まず、被評価者が評価区分ごとに設定された評価要素について自己申告を行う。これを踏まえ、評価者が、評価要素について評価を行い、2～3月に実施する能力評価面談を通じて本人へ評価結果を開示する。 (2) 目標申告・成果評価 各職員は、職務・職責や役割に応じて、上司の目標を踏まえて4～9月の上半期の目標を設定する。これについて目標申告面談を所属長と行う。 次に、職員は、9～10月に上半期の目標について自己評価を行うとともに、10～3月の下半期の目標を設定する。これについて、所属長は上半期の評価を行い、業績評価面談において職員に開示する。 そして、2～3月には下半期の目標について自己評価を行い、これについて所属長は評価を行い、2～3月に行う業績評価面談において職員に開示する。 4 処遇への反映 勤勉手当については、目標申告・成果評価の評価を基に、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、勤務成績評価を基に、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。

(3)教育委員会(県立学校職員及び県費負担教職員)

目 的	職員がそれぞれの職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績をそのプロセスを踏まえ適正に評価し、適切に処遇することによって意欲の向上を図り、人材育成に資することを目的とする。
人事評価の内容	「能力評価」(発揮した能力を把握)及び「業績評価」(挙げた業績をプロセスを踏まえて把握)を2つの柱として評価を実施する。 1 対象者 県立学校教職員及び県費負担教職員 2 評価者及び面談者 教育長、校長、教頭、総括事務長、事務長等 3 実施方法 (1) 能力評価 一次評価者、二次評価者が、職種ごとに設定された評価項目を能力・実績・意欲に分けられた評価要素によって評価を行い、総評を絶対評価で表し、1月～2月中旬に実施する面談を通じて本人へ評語を開示する。 二次評価者は、評価項目について、能力・実績・意欲の評価要素に基づき5段階の評点を付け、その合計点から最終的に5段階の評語(S～D)を決定する。 (2) 業績評価 各教職員は、職務・職責や役割に応じて、4月から翌年3月までの1年間の目標を設定し、自己評価を行い、校長等が指導・助言及び評価を行う。 自己目標は、組織目標を踏まえて自己申告(業績評価)書に記入し、校長等との面談を通じて追加・修正を行い設定する。 校長等は、教職員について授業観察や職務遂行状況の把握を適切に行い、必要な指導・助言を行う。 各教職員は、年度の間中期に上半期自己評価を行い、校長等が面談の上で、指導・助言及び評価を行う。 各教職員は、年度末に向けて、下半期自己評価を行い、職員から最終的に申告された自己申告(業績評価)書により、校長等が面談の上で評価を行う。 (業績評価の実施期間) 上半期:4月1日～9月30日、下半期:10月1日～3月31日 4 処遇への反映 勤勉手当については、年2回の判定期間における、プロセスを踏まえた業績を評価し、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、判定期間における、能力評価及び業績評価を総合的に評価し、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。

(4)警察本部

目 的	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績を評価し、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底と、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図る。
人事評価の内容	① 被評価者 次に掲げる者以外の職員を対象とする。 ア 警視正以上の階級にある警察官 イ 臨時的任用職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他警察本部長が人事評価の実施を不必要と認める職員 ② 評価者等 評価者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評価期間 4月1日から翌年3月31日までとする。 ④ 人事評価の構成 人事評価は、能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力に対する評価)及び業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績に対する評価)による。 なお、詳細は広島県警察職員の人事評価に関する訓令による。 ⑤ その他 ①のア～エに掲げる職員その他必要に応じて、別途人事評価を実施する。

3 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規程に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

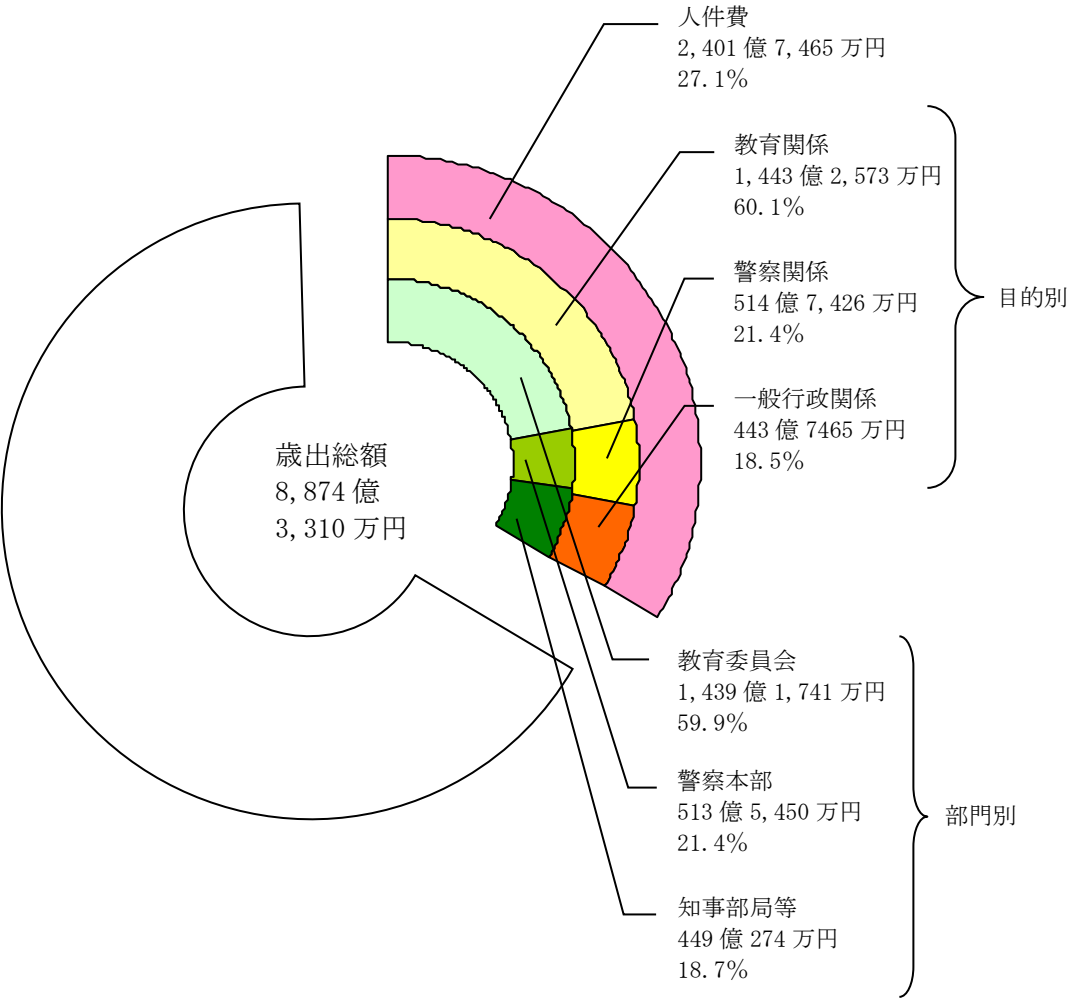
① 人件費の状況（普通会計決算）

平成 29 年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,402 億円で歳出総額に占める割合は 27.1 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 60.1 パーセント、警察関係 21.4 パーセント、一般行政関係 18.5 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、広島市を除く、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (30.1.1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成28年度 の人件費率
平成29年度	人 2,848,846	千円 887,433,102	千円 1,953,251	千円 240,174,646	% 27.1	% 32.1

歳出総額に占める人件費の割合
(平成 29 年度普通会計決算)



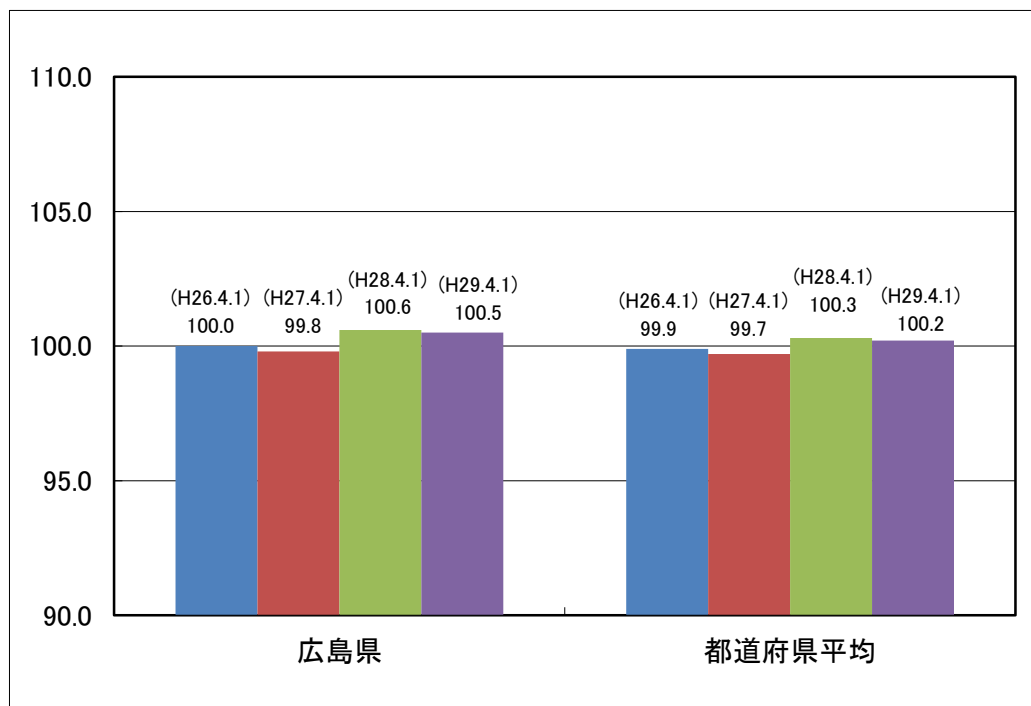
② 職員給与費の状況（普通会計決算）

平成 29 年度決算（普通会計）における給料，職員手当（扶養手当，住居手当，通勤手当など）及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 1,726 億円で，職員 1 人当たりの額は約 716 万円となっています。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 24,118	千円 105,081,344	千円 23,699,551	千円 43,777,231	千円 172,558,126	千円 7,155

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成 29 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については，任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており，職員数には当該職員を含んでいない。

③ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数

※ 平成 28 年及び平成 29 年の 4 月 1 日のラスパイレス指数が、100 を超えていることについての、理由及び改善の見込み

国が平成 29 年度まで実施していた 55 歳超職員の俸給等の 1.5%減額支給措置を本県では実施していないこと等から、ラスパイレス指数が 100 を超えている。
給与水準については、地域の民間給与水準との均衡を図るために行われた人事委員会勧告を尊重して決定しており、今後とも人事委員会勧告を尊重しつつ、適切な給与水準となるよう努める。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)
平成30年度	円 391,980	円 391,339	円 641 (0.16%)	% 0.16

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)
平成30年度	月 4.45	月 4.40	月 0.05	月 0.05

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日
（内容）医療職給料表（一）を除く給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。給料表の改定に伴い、給料月額の下がる職員については、５年間（平成 32 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

イ 地域手当の見直し

（支給割合）

		平成 27 年度の 支給割合		平成 28 年度 の支給割合	平成 29 年度 の支給割合
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後		
国基準による支給割合					
	広島市	10	10	10	10
	府中町	4	4	6	6
	廿日市市, 海田町, 坂町	3	3	3	3
	三原市, 東広島市	1	1	3	3
	上記以外	0	0	0	0
広島県の支給割合					
	広島市, 府中町	6	6.79	7.04	7.2
	上記以外	3	3.79	4.04	4.2

（実施時期）

平成 27 年度の給与改定により、平成 27 年 4 月 1 日から見直しを実施。平成 32 年 4 月 1 日の制度完成時まで段階的に支給割合を引き上げることとし、上記のとおり支給している。

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	43.7歳	339,834円	420,768円	382,615円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円

イ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	44.8歳	375,997円	444,697円	414,462円

ウ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	42.4歳	355,014円	411,358円	391,055円

エ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	37.9歳	322,039円	442,056円	360,715円
国	41.3歳	317,397円	—	374,941円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 30 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各県税事務所職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ。）

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,800円	179,200円
	高 校 卒	151,500円	147,100円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	207,500円	—
	高 校 卒	162,500円	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	207,500円	—
	高 校 卒	162,500円	—
警 察 職	大 学 卒	205,200円	243,400円
	高 校 卒	172,700円	162,400円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の 10 年、20 年、25 年、30 年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	263,118円	356,557円	382,116円	404,756円
	高 校 卒	238,340円	305,239円	363,796円	381,979円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	312,045円	390,182円	416,441円	429,563円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	310,095円	385,001円	406,197円	421,839円
警 察 職	大 学 卒	277,614円	372,592円	396,840円	415,242円
	高 校 卒	266,608円	354,193円	380,353円	408,652円

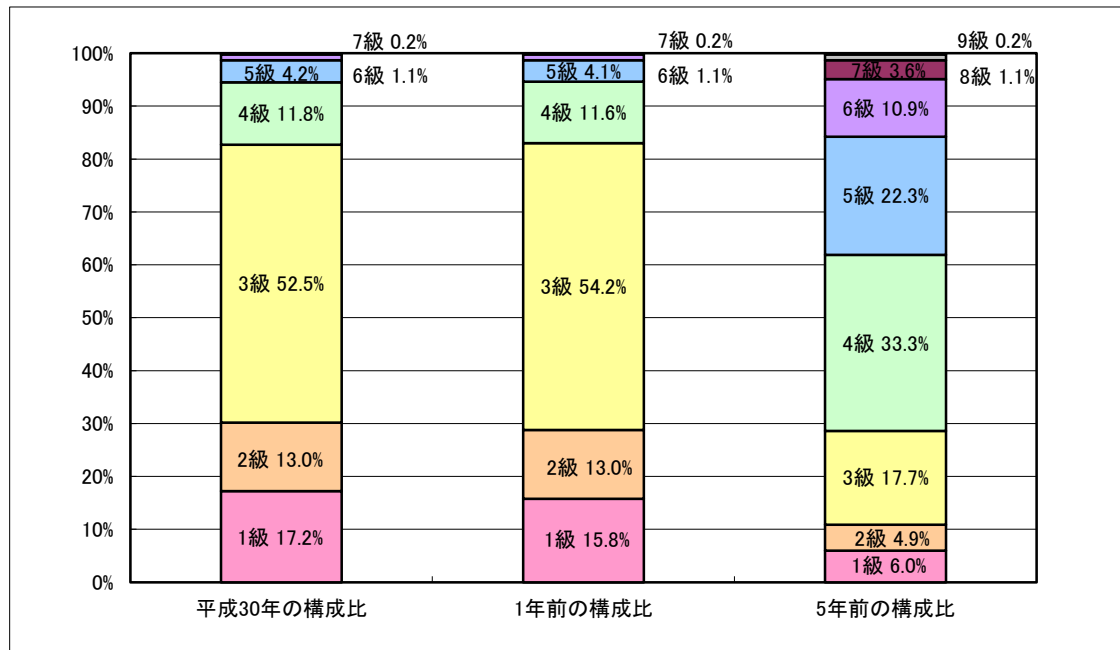
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	局長	12人	0.2%	508,800円	526,800円
6級	部長	60人	1.1%	460,800円	478,800円
5級	課長	224人	4.2%	434,800円	452,800円
4級	参事	624人	11.8%	318,500円	409,800円
3級	主査	2,780人	52.5%	262,400円	389,000円
2級	主任	688人	13.0%	228,900円	349,600円
1級	主事	910人	17.2%	142,600円	277,600円

- (注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への人事評価の活用状況（広島県）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位，標準，下位の区分	○		○	
上位，標準の区分		○		○
標準，下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの 4.40 月分に相当する期末・勤勉手当（民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの）が支給されています。

広島県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,871千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45月分) (0.85月分)	（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45月分) (0.85月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（広島県）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

② 退職手当（平成30年4月1日現在）

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じるなどして得た額の退職手当が支給されます。

広島県	国
（支給率） 自己都合 応募認定退職・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 応募認定退職・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～45%加算 （退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号）	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～45%加算
1人当たり平均支給額 （自己都合）（応募認定退職・定年） 1,858千円 22,822千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（平成29年度決算）			5,591,684千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			214,561円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	7.3 %	3,096 人	10 %
府中町	7.3 %	10 人	6 %
海田町	4.3 %	19 人	3 %
廿日市市	4.3 %	143 人	3 %
坂町	4.3 %	24 人	3 %
呉市	4.3 %	250 人	0 %
三原市	4.3 %	141 人	3 %
尾道市	4.3 %	164 人	0 %
福山市	4.3 %	512 人	0 %
東広島市	4.3 %	333 人	3 %
竹原市	4.3 %	25 人	0 %
府中市	4.3 %	28 人	0 %
三次市	4.3 %	184 人	0 %
庄原市	4.3 %	189 人	0 %
大竹市	4.3 %	18 人	0 %
安芸高田市	4.3 %	24 人	0 %
江田島市	4.3 %	17 人	0 %
熊野町	4.3 %	10 人	0 %
安芸太田町	4.3 %	57 人	0 %
北広島町	4.3 %	19 人	0 %
大崎上島町	4.3 %	8 人	0 %
世羅町	4.3 %	18 人	0 %
神石高原町	4.3 %	10 人	0 %
東京都（特別区）	19.7 %	28 人	20 %
大阪府（大阪市）	16 %	4 人	16 %
宮城県（仙台市）	6 %	3 人	6 %
三重県（津市）	6 %	1 人	6 %
上記以外の市町	0 %	—	0 %
平均支給率	6.13 %	—	6.30 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.2 (100.5)

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数

【補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出】

④ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成29年度決算）				1,421,795千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）				78,892円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）				69.3%
手当の種類（手当数）				39種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	52,693千円	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	174千円	最高 760円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	0千円	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	0千円	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	16,885千円	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	445,639千円	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	0千円	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	117千円	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	16,175千円	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	236千円	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	2千円	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	0千円	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	17千円	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	12千円	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	3,611千円	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	1,187千円	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	190千円	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	14千円	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	9,288千円	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	178,964千円	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	2千円	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	1,818千円	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	528,874千円	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦, 整備等の業務に従事したとき 航空機に搭乗して行う災害時における警戒等の業務に従事したとき	6,983千円	最高 5,100円/時間 最高 1,900円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	14千円	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	37千円	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	0千円	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督又は検査に従事したとき	0千円	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長, 総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	245千円	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	3,767千円	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	8,362千円	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	16千円	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	0千円	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	127,301千円	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	2,858千円	給料月額の3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	8,917千円	最高 1,680円/日 (特例 13,300円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	6千円	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業、指導に従事したとき	7,391千円	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者、夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	0千円	給料月額4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については、平成 11 年に大幅な見直しを行い、平成 12 年 4 月 1 日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など 7 手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など 2 手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など 16 手当の手当額を改定した。また、平成 14 年 4 月 1 日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成 19 年 4 月 1 日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など 2 手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績（平成29年度決算）	4,042,428千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	367千円
支給実績（平成28年度決算）	4,568,318千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	399千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（平成30年4月1日現在）

支給要件に応じ、次のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [特定管理職員以外の職員] ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 6,500 円 [特定管理職員] ・配偶者 13,000 円 ・子 6,500 円 ・その他 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 [共通] ・満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算 ○特定管理職員（行政職給料表5級以上の職員。以下同じ。）には、総支給額（第3子以降の子に係る額を除く。）から15,000 円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。	異なる	国の制度 特定管理職員に対する減額措置を行っていない	2,617,146千円	230,606円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高 13,500 円) ○特定管理職員には、手当の月額に3/4 を乗じた額を減額した額（1 円未満の端数切捨）を支給。	異なる	国の制度 特定管理職員に対する減額措置を行っていない	1,594,290千円	273,369円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円＋78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	異なる	国の制度 交通機関 55,000 円 (55,000 円以下の場合 は運賃相当額) 特別急行列車又は 高速自動車国道など を利用した場合 特別料金×1/2 加算 (最高 20,000 円) 交通用具 通勤距離に応じ 2,000 円～ 31,600 円	3,512,987千円	124,318円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	154,285千円	391,586円
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 最高支給月額：368,400 円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,700 円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：10,000 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	異なる	国の制度 獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	120,996千円	2,086,138円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000 円 本庁の部長 107,500 円 本庁の課長 82,500 円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300 円 本省の室長 94,000 円 府県単位機関の部長 77,400 円	1,321,935千円	676,182円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3 級地 6% 2 級地 4% 1 級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3 級地 12% 2 級地 8% 1 級地 4% 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 6～2%	2,922千円	74,923円
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5 級地 12% 4 級地 10% 3 級地 8% 2 級地 6% 1 級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	12,537千円	76,914円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等へ支給。 ・給料月額の 6% (管理職手当受給職員は 4%)	—	—	64,027千円	253,071円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額の6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	82,036千円	241,282円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円	—	—	891,271千円	61,000円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務5,100円～7,200円 ・恒常的な宿日直月額21,000円	658,951千円	186,936円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ2,000円～18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ3,000円～18,000円/回	23,475千円	89,259円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×25%×時間数	同じ	—	436,031千円	109,062円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135%×時間数	同じ	—	1,150,117千円	221,219円
寒冷地手当	○平成28年度から廃止。平成28年3月31日現在、支給を受けている職員で、平成28年4月以降も廃止前の規定による寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には平成33年3月31日までの間、経過措置額を支給。 (平成27年度まで) ○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他職員 7,360円	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	638千円	37,529円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

知事，副知事，県議会議員には給料，報酬，期末手当，退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	知	事	1,389,000円		
	副	知 事	1,091,000円		
報 酬	議	長	1,113,000円		
	副	議 長	964,000円		
	議	員	901,000円		
期 末 手 当	知	事	(平成29年度支給割合)		
	副	知 事	3.30月分		
	議	長	(平成29年度支給割合)		
	副	議 長	3.30月分		
退 職 手 当	知	事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副	知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.534	35,602,848円	任期毎
	知	事	給料月額1,091千円×在職月数×0.385	20,161,680円	任期毎
	副	知 事			
地 域 手 当	知	事	一般職の職員の例により支給される額		
	副	知 事			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成 29 年度の決算における職員給与費の額は、約 2 億 700 万円で、総費用に占める割合は 8.6 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 29 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 29 年度	千円 2,403,876	千円 304,393	千円 207,098	% 8.6	% 7.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 29,057 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 30	千円 117,121	千円 23,968	千円 50,811	千円 191,900	千円 6,397

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	45.3 歳	357,904 円	378,800 円 (522,352 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1 人当たり平均支給額（平成29年度）	
1,694千円	
(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分
(1.45月分)	(0.85月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	5～15%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

広 島 県		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
(退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額		19,481千円
(自己都合)		2,501千円
(応募認定退職・定年)		24,575千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 27～29 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			8,498千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			283,271円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	7.3 %	28 人	7.3 %
三原市	4.3 %	2 人	4.3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成 29 年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）				5千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）				1,001円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）				16.7%
手当の種類（手当数）				12種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	0 千円	最高 320 円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下 4 メートル以上の深所又は地下 4 メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	0 千円	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	0 千円	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	0 千円	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	0 千円	230 円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水ロスクリーンの除塵作業に従事したもの	0 千円	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	0 千円	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	5 千円	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	0 千円	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	0 千円	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	0 千円	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等 手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	5,238千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	180,624千円
支給実績（平成28年度決算）	11,070千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	369千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 [特定管理職員以外の職員] ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 6,500 円 [特定管理職員] ・配偶者 13,000 円 ・子 6,500 円 ・その他 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 [共通] ・満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算 ○特定管理職員には、総支給額(第3子以降の子に係る額を除く。)から 15,000 円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。	同じ	—	3,226千円	248,189千円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－23,000 円)×1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○特定管理職員には、手当の月額に 3/4 を乗じた額を減額した額(1円未満の端数切捨)を支給。	同じ	—	1,710千円	285,003円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円＋78,000 円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 - 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	3,990千円	147,785円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 107,500 円 本庁の課長 82,500 円 本庁の担当監 50,000 円 地方機関の所長 50,000 円～82,500 円 地方機関の次長 40,000 円	同じ	—	1,260千円	1,260,000円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	40千円	40,000円

② 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成 29 年度の決算における職員給与費の額は、約 74,395 万円で、総費用に占める割合は 4.3 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 28 年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 29 年度	1,722,504	△899,806	74,395	4.3	6.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	8	36,258	7,632	16,082	59,972	7,497

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	48.3 歳	419,137 円	457,190 円 (624,711 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
 () 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1 人当たり平均支給額（平成29年度）	
2,010千円	
(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分
(1.45月分)	(0.85月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	5～15%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

広 島 県		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
(退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額	19,481千円	
(自己都合)	2,501千円	
(応募認定退職・定年)	24,575千円	

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27～29 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			2,767千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			345,867円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	7.3 %	8 人	7.3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員 1 人当たり平均支給年額」は、平成 29 年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			0円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地取得等 折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	0 千円	650 円/日
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	691千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	98,745千円
支給実績（平成28年度決算）	1,290千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	161千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 [特定管理職員以外の職員] ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 6,500 円 [特定管理職員] ・配偶者 13,000 円 ・子 6,500 円 ・その他 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 [共通] ・満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算 ○特定管理職員には、総支給額(第3子以降の子に係る額を除く。)から 15,000 円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。	同じ	—	1,212 千円	202,000 円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－23,000 円)×1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○特定管理職員には、手当の月額に 3/4 を乗じた額を減額した額(1 円未満の端数切捨)を支給。	同じ	—	840 千円	280,000 円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円＋78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	1,162 千円	145,235 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 107,500 円 本庁の課長 82,500 円	同じ	—	960 千円	960,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	0千円	0円

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成 29 年度の決算における職員給与費の額は、約 6 億 5,500 万円で、総費用に占める割合は 15.9 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 28 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 29 年度	千円 4,126,381	千円 △595,412	千円 654,773	% 15.9	% 6.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 141,441 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 72	千円 300,917	千円 66,617	千円 136,005	千円 503,539	千円 6,994

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	46.1 歳	385,518 円	431,378 円 (582,800 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
 () 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1 人当たり平均支給額（平成29年度）	
1,889千円	
(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分
(1.45月分)	(0.85月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	5～15%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

広 島 県		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
(退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1 人当たり平均支給額	19,481千円	
(自己都合)	2,501千円	
(応募認定退職・定年)	24,575千円	

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27～29 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			22,231千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			308,762円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	7.3 %	69 人	7.3 %
三原市	4.3 %	3 人	4.3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員 1 人当たり平均支給年額」は、平成 29 年度における地域手当の額

(エ) 特殊勤務手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成29年度決算)				16千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)				803円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)				27.8%
手当の種類 (手当数)				12種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所作業に従事したもの	0 千円	最高 320 円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下 4 メートル以上の深所又は地下 4 メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	1 千円	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	1 千円	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	0 千円	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	0 千円	230 円/日
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水ロススクリーンの除塵作業に従事したもの	0 千円	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	0 千円	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	13 千円	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	1 千円	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	0 千円	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	0 千円	最高 1,000 円/時間

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業 等手当	災害発生時の応急作 業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨 等異常な自然現象により重 大な災害が発生し、若しく は発生するおそれがある堤 防等において行う巡回監視 又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な 自然現象により重大な災害 が発生し、若しくは発生す るおそれがあるため道路法 の規定に基づき通行が禁止 されている区間内の道路若 しくはその周辺において行 う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業 務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	13,874千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	220千円
支給実績（平成28年度決算）	26,912千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	414千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度決算）」
と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手
当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平 均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 [特定管理職員以外の職員] ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 6,500 円 [特定管理職員] ・配偶者 13,000 円 ・子 6,500 円 ・その他 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 [共通] ・満 15 歳に達する日後の最初の4月 1日から満 22 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの子 5,000 円加算 ○特定管理職員には、総支給額（第 3子以降の子に係る額を除く。） から 15,000 円減額した額及び第 3子以降の子に係る額を支給。	同じ	—	9,940千円	220,882円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－23,000 円)×1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○特定管理職員には、手当の月額に 3/4 を乗じた額を減額した額（1 円未満の端数切捨）を支給。	同じ	—	2,898 千円	322,000 円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円＋78,000 円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	10,340 千円	164,122 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 107,500 円 本庁の課長 82,500 円 本庁の担当監 50,000 円 地方機関の所長 50,000 円～82,500 円 地方機関の次長 40,000 円	同じ	—	7,260 千円	726,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	58千円	19,333円

④ 広島県病院事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成 29 年度の決算における職員給与費の額は、約 130 億 8,349 万円で、総費用に占める割合は 49.3 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当のほか、退職給付引当金及び賞与引当金への繰入額や地方公務員共済組合負担金、地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 28 年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 29 年度	26,527,115	△494,419	13,083,492	49.3	50.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	1,233	4,811,308	2,802,920	2,091,199	9,705,427	7,871

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県 (医 師)	43.2 歳	562,334 円	1,120,572 円 (1,342,433 円)
広 島 県 (看護師)	35.5 歳	310,987 円	384,170 円 (504,250 円)
広 島 県 (事 務)	44.0 歳	361,340 円	441,202 円 (585,711 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成29年度）	
1,621千円	
（平成29年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分
(1.45月分)	(0.85月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成30年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
（退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号）		
1人当たり平均支給額		5,655千円
（自己都合）		1,680千円
（応募認定退職・定年）		14,015千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			443,030千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			348,294円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市、府中町	7.3 %	1,035 人	7.3 %
その他県内市町	4.3 %	108 人	4.3 %
医師	16 %	195 人	16 %

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成29年度における地域手当の額である。

(エ) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）			181,609千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			226,163円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）			64.3%	
手当の種類（手当数）			9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	感染症に係る作業に従事したとき	—	290 円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	2,489 千円	230 円/日等
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において、看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	162,637 千円	最高 4,440 円/回
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査に従事したとき	—	230 円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	1,593 千円	230 円/日
救急医療業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師	宿直又は日直の医師が救命救急医療業務等に従事したとき	280 千円	日直 10,000 円/日
			6,720 千円	宿直 15,000 円/日
分べん業務従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院産科、婦人科、生殖医療科及び新生児科に勤務する医師	産科等の医師が管理者の定める時間帯に分べん介助の業務に従事したとき	6,490 千円	10,000 円/件
診療応援業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師又は歯科医師	管理者の定める医療機関等において勤務を命じられ診療応援の業務に従事したとき	1,120 千円	宿日直 10,000 円/回 (5 時間未満 5,000 円回/)
			280 千円	その他 20,000 円/回 (3 時間未満 10,000 円/回)
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	警戒区域等において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき	—	480 円/日

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	1,247,753千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	1,009千円
支給実績（平成28年度決算）	1,279,628千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	1,027千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 最高支給月額：368,400 円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,700 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	同じ	—	491,300 千円	2,532,473 円
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 [特定管理職員以外の職員] ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 6,500 円 [特定管理職員] ・配偶者 13,000 円 ・子 6,500 円 ・その他 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 [共通] ・満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算 ○特定管理職員には、総支給額（第3子以降の子に係る額を除く。）から 15,000 円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。	同じ	—	89,734千円	232,472円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－23,000 円) × 1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○特定管理職員には、手当の月額に 3/4 を乗じた額を減額した額（1 円未満の端数切捨）を支給。	同じ	—	138,468 千円	313,276 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 - 交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 - 交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	80,965 千円	139,116 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 - 基礎額 30,000 円 - 職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	360 千円	360,000 円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 - 入院患者の急変等に対処する医師又は歯科医師：20,000 円 - 入院患者の管理等のための勤務：7,200 円 - 上記以外の勤務：4,200 円	同じ	—	115,591千円	395,860円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 107,500 円 本庁の課長 82,500 円 県立広島病院の事務局長 107,500 円	同じ	—	13,980 千円	1,165,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	128千円	12,800円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 交替制勤務職場等を除く。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成29年度)

職員1人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
12.71

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成29年)

職員1人当たりの 平均取得日数	取得率
11.99	59.9%

(注) 取得率＝平均取得日数÷20日

(4) 特別休暇の内容(平成30年4月1日現在)

区 分	期間等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊等	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
裁判員(裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。)、検察審査員(補充員を含む。)、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める時間
負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等を含む。)	医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間(特定病気休暇については上限あり)
職員の出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において必要と認める期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合	14日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具(人事委員会が定めるものに限る。)による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
配偶者の出産	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において3日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間

職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の生後満1年6月に達しない子の養育(男子職員にあっては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)	1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回)、それぞれ45分
配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子(配偶者の子及び委託児童(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者)を含む。以下この項において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(義務教育終了前の子を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子の看護のため)、又は義務教育終了前の子を養育する職員が当該義務教育終了前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。 ロ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 ハ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	1の年において5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子の看護又は当該義務教育終了前の子についてイからハまでに掲げる事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(右欄において「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
女子職員の生理	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の結婚	7日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第27条第2項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るため必要な保養をする場合	年間6日を超えない範囲内において必要と認める日
母子保健法第10条又は第13条の規定による妊娠中又は出産後1年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査	妊娠23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(第10月)から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間(配偶者の場合10日など)
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び人事委員会が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

(注) 短時間勤務職員とは、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員をいう。

5 職員の休業に関する状況

休業の取得状況(平成29年度)

(単位:人)

育児休業	部分休業	自己啓発等休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業	大学院修学休業
486	97	0	3	9	0

(注)取得者数は年度内に新規取得した数を示している。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成29年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等		1	145		146
教育委員会			160		160
警察本部			78		78
合 計	0	1	383	0	384

(2)懲戒処分者数(平成29年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等	1	1		1	3
教育委員会	5		5	7	17
警察本部	1	5			6
合 計	7	6	5	8	26

7 職員の服務の状況

営利企業等の従事許可の状況(平成29年度)

区 分	許可件数
知事部局等	66
教育委員会	4,368
警察本部	1
合 計	4,435

8 職員の退職管理の状況

退職者(管理職員)の再就職状況(平成29年度)

(1)知事部局等

(単位:人)

県出資法人			公益的法人等	営利企業	合計
公益的法人等	第三セクター	特別法人			
9	3	2	13	12	39

(2)教育委員会

(単位:人)

学校法人	社会福祉法人	合計
8	1	9

(3)警察本部

(単位:人)

非営利法人	営利企業	合計
7	9	16

9 職員の研修の状況

(1)自治総合研修センターにおける研修の状況(平成29年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	11	1,229	1,275
特別研修(選択研修)	45	1,138	1,172

(2)教育センターにおける研修の状況(平成29年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	11	1,756	1,801
特別研修(選択研修)	213	10,418	10,592

(3)警察教養の状況(平成29年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
採用時教養	10	363	376
昇任時教養	28	419	379
専門教養	211	1,222	1,180

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成 29 年度）

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部
総括安全衛生管理者	選任事業場数	2 箇所	0 箇所	1 箇所
衛生管理者	選任事業場数	2 7 箇所	7 2 箇所	2 6 箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	5 2 箇所	3 6 箇所	4 箇所
産業医	選任事業場数	2 7 箇所	6 3 箇所	2 6 箇所
衛生委員会	設置事業場数	2 7 箇所	6 3 箇所	2 6 箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成 29 年度）

ア 知事部局等

事 業 名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断，有害業務従事職員特別定期健康診断，V D T 作業従事者健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック，胃検診・肺がん検診等の単科検診等
肝炎予防対策事業	B 型肝炎感染予防健診，結核健診
健康教育等	メンタルヘルス研修会，健康管理講演会，V D T 講習会等
職員相談	健康相談，メンタルヘルス相談，産業カウンセラーによる相談等
独身寮運営事業	独身寮の管理運営
ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー，ライフプラン相談会の開催

イ 教育委員会

事 業 名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断，雇入時健康診断，V D T 作業従事者健康診断，県立学校教職員特別健康診断，長期海外派遣職員健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック，乳がん・子宮がん検診，胃検診
肝炎予防対策事業等	各種ウイルス疾患等予防検診
メンタルヘルス対策事業	管理職のメンタルヘルス研修，管理職のメンタルヘルス相談，職場巡回相談，ストレスチェック，職場改善研修会
健康管理	職員健康管理システムによる面接指導等

ウ 警察本部

事 業 名	内 容
義務的健康診断事業	定期健康診断，特定業務従事者の健康診断
生活習慣病予防対策事業	通院ドック
肝炎予防対策事業	B 型肝炎検査，B 型肝炎予防ワクチン接種
健康教育等	管理職員メンタルヘルスラインケア講習会，巡回メンタルヘルス教養
独身寮運営事業	独身寮の管理運営

(3) 公務災害等の認定状況（平成 29 年度）

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
公務災害	5 8 件	8 8 件	1 0 7 件	2 5 3 件
通勤災害	9 件	7 件	6 件	2 2 件
計	6 7 件	9 5 件	1 1 3 件	2 7 5 件

【広島県人事委員会の業務の状況】

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験・採用選考実施状況（平成 29 年度）

区 分		受 験 者 数 (A)	合 格 者 数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競 争 試 験	大学卒業程度試験	人 783	人 170	倍 4.6
	社会人経験者試験	431	29	14.9
	短大卒業程度試験	29	2	14.5
	高校卒業程度試験	190	35	5.4
	警察官(男性)試験	1,388	195	7.1
	警察官(女性)試験	358	40	9.0
	小 計	3,179	471	6.7
選 考 試 験	身体に障害のある人 を対象とした試験	19	7	2.7
	そ の 他	45	9	5.0
	小 計	64	16	4.0
その他採用選考		126	126	
合 計		3,369	613	

(注) 任命権者に委任している職種を除く。

(2) 職員昇任選考実施状況（平成 29 年度）

(単位：人)

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	1	1		1	3
部 長 相 当 職	15	3	2	3	23
課 長 相 当 職	49	5	2	7	63
担当監・参事相当職	116	14	9	14	153
主 査 相 当 職	85	25	22	25	157
合 計	266	48	35	50	399

(注) 警察本部については警察官を除く。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

[勧告日 平成 29 年 10 月 6 日]

(1) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員の平均給与月額等（各年 4 月 1 日現在）

平成 28 年			平成 29 年		
職員数	平均年齢	平均給与月額	職員数	平均年齢	平均給与月額
28,746 人	42.5 歳	395,947 円	23,710 人	42.1 歳	393,261 円

(注) 1 職員数は、市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員を含み、再任用職員を除く。

2 平均給与月額は、各年 4 月分の給料並びに給料の調整額・教職調整額、扶養手当及び地域手当等の月額合計額である。

イ 職員給与と民間給与との較差（平成 29 年 4 月分 月例給）

職員給与 (A)	民間給与 (B)	較差 (B - A)
392,711 円	392,146 円	565 円 (0.14%)

(注) 職員給与は、アの職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額（新規採用職員を除く。）

(2) 給与報告及び勧告

ア 平成 29 年 4 月の職員給与と民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 給料表

職員給与と民間給与の較差 565 円 (0.14%) を解消するため、初任給を含む若年層を中心に全ての号給を引き上げるとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当を国家公務員の改定に準じて改定

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

職員の年間支給月数 (4.30 月) が、民間の年間支給割合 (4.42 月分) を下回っていることから、年間支給月数を 0.10 月分引上げ

支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間の状況を参考に、勤勉手当に配分

(エ) 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日から実施

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 高齢層職員の昇給制度の見直し

国が平成 26 年から実施している、55 歳を超える職員の昇給抑制措置については、多くの都道府県で国に準じた導入が進んでいることなどの状況を踏まえ、引き続き検討することが必要

(イ) 特勤勤務手当等

国における特勤官署等の指定の見直しなどを踏まえ、平成 30 年 4 月から特勤官署等の指定の見直しを行うことが必要

(ウ) 教員給与

国における公立学校の教員給与の見直しの動向を踏まえ、部活動指導業務等に係る手当の額の引上げとともに、支給要件の見直しについて検討することが必要

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

専門試験を課さない試験区分である「行政（一般事務B）」の実施や社会人経験者試験の受験資格の年齢制限を撤廃するなどの取組により、新たな受験者層の掘り起こしに一定の成果。一方で、一部の技術系職種については引き続き競争倍率が低い水準で推移しており、今後とも、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有為な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組むことが必要

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

各任命権者においては、改正地方公務員法を踏まえ、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、人事評価制度に関する規程等について充実や改善を図りながら運用を進めているところであり、これらの制度を人事管理の基礎として活用していくために、適宜、運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが必要

(ウ) 人材育成

個々の職員に応じて採用から退職・再任用まで、経歴等の多様性に配慮しながら、計画的な人材育成を図ることが重要。また、ライフイベントに配慮した人材育成システムの構築が必要

(エ) 女性の活躍の推進

女性職員の採用・育成等に関しては、各任命権者とも、計画的な取組を行っているところであるが、特に管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理職の女性登用率）の向上については、十分とは言えない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していくことが必要

(オ) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応

改正地方公務員法等が施行される平成32年度までに、臨時・非常勤職員の実態把握をはじめ、所要の規程の整備など、会計年度任用職員の採用に向けた対応を行うことが求められていることから、任命権者においては、相互の連携及び調整を図りながら、国や他県の動向も注視しつつ、計画的かつ円滑に新しい制度が導入されるよう、着実に準備を進めることが必要

イ 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、働き方改革を推進することにより、全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることが必要

なお、民間企業の働き方改革に関しては、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、時間外労働の上限規制を始めとする労働制度の抜本改革や両立

支援に関する取組が行われようとしており、その動向を注視しながら本県職員の働き方改革の取組を進めていくことが必要

(ア) 時間外勤務の縮減等

- 管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が強化されるとともに、業務改善面での取組も進められており、昨年度は、平成27年度と比較すると全体として減少。引き続き、各任命権者は、管理監督者による勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進め、時間外勤務の縮減を図っていくことが必要
- 学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっており、本県教育委員会では、教員が高いモチベーションを保ち、子供と向き合う時間が確保できていることを目指し、持続的な業務改善の取組を強化。今後、より一層、教員の負担軽減につなげ、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、まずは、教員の勤務実態の把握を的確に行うことが必要。その上で、把握結果を分析し、これまで以上に実効性のある取組を組織全体で行い、学校における働き方改革を進めていくことが必要
- 年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、今後とも、取得しやすい環境整備等に積極的に取り組むことが必要

(イ) 両立支援の取組の推進

- 育児に関しては、特定事業主行動計画に基づき、両立支援の取組を行っているところであるが、男性職員の育児休業の活用をはじめとして、依然として十分とは言えない状況。各任命権者は、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していくことが必要

ウ 職員の健康管理等

(ア) 職員の健康管理

- 職員のメンタルヘルス対策については、各種研修や相談体制の充実など、様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にあり、予防や早期発見・早期対応の観点に立った対策がなお一層必要
- 昨年度から実施しているストレスチェック制度については、今後、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に改めて周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図ることが必要

(イ) 長距離・長時間通勤の解消

長距離・長時間通勤の解消に向けた様々な取組が行われてきたところであるが、近年は概ね横ばい傾向。より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、その実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、解消に向けて取り組むことが必要

エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

- 年金支給開始年齢の段階的な引上げが始まり、各任命権者においては、退職者が年金支給開始年齢に達するまで再任用することで対応。今後とも、新規採用への影響も考慮しつつ、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していくことが必要

- 一方、政府は、公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進めているところであり、本県においても、こうした状況を注視しながら、高齢層職員の能力及び経験の一層の活用について検討を行っていくことが必要

オ 不祥事防止に向けた取組の徹底

- 依然として職員による重大な非違行為が発生しており、このような状況は、極めて遺憾。各任命権者は、規範意識の確立に向け、改めて、原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組の徹底を図ることが必要
- 職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況（平成 29 年度）

（1）件数

平成 29 年度当初	新規要求	取下げ	処理	平成 29 年度末
0 件	1 件	0 件	0 件	1 件

（2）処理状況（平成 30 年 3 月末現在）

	事 案	請求人	任命権者	請求内容	状況
継続 事 案	通勤手当等に関する措置要求	知事部局職員	広島県知事	有料道路利用要件の見直し等	係属中

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況（平成 29 年度）

（1）件数

平成 29 年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	平成 29 年度末
18 件	10 件	0 件	27 件	1 件

（2）処理状況（平成 30 年 3 月末現在）

	事 案	請求人	処分者	請求内容	状 況
継続 事 案	懲戒免職処分取消請求	知事部局職員	広島県知事	法令違反、信用失墜行為等による懲戒免職処分の取消	係属中